伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）

伊予市住民避難行動計画

平成25年 11 月

伊予市

目　　次

第１章　総則 - 1 -

１　目的 - 1 -
２　定義 - 1 -
３　計画の基本方針 - 1 -
４　広域避難計画と避難行動計画の適用範囲 - 1 -

第２章　避難行動計画の前提 - 2 -

１　対象地域 - 2 -
２　広域避難者受入候補施設 - 3 -
３　避難等指示の基本的考え方 - 4 -
４　安定ヨウ素剤の取扱い - 10 -

第３章　避難等に係る連絡体制 - 12 -

１　災害時における連絡 - 12 -
２　避難等指示や情報連絡 - 14 -
３　市の連絡体制 - 14 -
４　市民への広報 - 16 -

第４章　市民の避難体制 - 25 -

１　避難の流れ - 25 -
２　避難先の確保及び周知 - 26 -
３　避難手段及び避難ルート等 - 26 -
４　児童、生徒等への対応 - 28 -
５　外国人への対応 - 28 -
６　一時滞在者（観光客等）への対応 - 28 -
７　避難指示後の残留者の確認 - 29 -

第５章　災害時要援護者の避難体制 - 30 -

１　避難の流れ - 30 -
２　避難の開始時期等 - 31 -
３　避難先の確保及び周知 - 31 -
４　避難手段及び避難ルート等 - 31 -
５　各施設別の避難計画の策定 - 32 -
６　在宅要援護者の援護等 - 32 -
７　乳幼児の安定ヨウ素剤の服用 - 32 -

第６章　避難者への支援体制等 - 33 -

１　市内受入候補施設における開設、運営等 - 33 -

２　市外への広域避難における開設、運営等 - 34 -
３　資機材・物資の確保 - 34 -
４　円滑な避難実施に当たって検討すべき事項 - 35 -
５　避難者への情報提供 - 35 -
６　健康管理とメンタルヘルス対策及び相談窓口体制の整備 - 35 -
７　避難が長期化した場合の対応 - 35 -

第７章　今後の課題等 - 36 -

１　ＥＡＬ及びＯＩＬに基づく避難等防護体制の具体化 - 36 -
２　避難先自治体との連携体制の強化 - 36 -
３　スクリーニング体制の整備 - 36 -
４　交通規制及び立入制限の実施体制の整備 - 36 -
５　原子力防災資機材の整備及び安定ヨウ素剤の配備・服用等 - 36 -
６　市民等への事前周知 - 37 -
７　避難者の安否確認 - 37 -
８　行政機能の移転 - 37 -
９　費用負担 - 37 -

資料編 - 39 -

第１章　総則

１　目的

この計画は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、四国電力株式会社伊方発電所（以下、「伊方発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下、「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）及び愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、市町の枠組みを越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

２　定義

この計画おいて用いる用語の定義は、基本的に伊予市地域防災計画（原子力災害対策編）の用語の定義と同義である。

３　計画の基本方針

○ 市民や防災関係機関等への情報伝達が確実に行える体制を整えるとともに、避難先及び避難ルート、避難手段をあらかじめ明示する。
○ 放射性プルームが拡散される風下を避け、再避難の可能性が低い安全な避難先を確保し、陸・海・空あらゆる避難手段を用いて、迅速に避難する。
○ 避難により時間を必要とする災害時要援護者の安全かつ迅速な避難を図る。
○ 伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分並びに緊急時活動レベル（ＥＡＬ）及び運用上の介入レベル（ＯＩＬ）の基準に応じて、段階的に避難等指示がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。

４　広域避難計画と避難行動計画の適用範囲

(1) 広域避難計画

県が策定する広域避難計画は、伊方発電所から半径30ｋｍ圏内の住民を迅速に市町の境界を越えたより安全な場所に避難させるために策定するものであり、避難先及び避難手段の調整、避難ルートの選定など、避難市町から避難受入自治体までの間の避難体制の確保等について定めている。

(2) 避難行動計画

市が策定する避難行動計画は、原子力災害対策重点区域内に居住する市民等を迅速に安全な場所に避難誘導するために策定するものであり、市民等への迅速かつ的確な避難情報の伝達手段、一次集結場所や移動方法の選定及び誘導、避難先・避難手段の調整や避難先における市民等へのきめ細やかなサポート等について定めるものとし、県が定める広域避難計画との整合を図るものとする。

第２章　避難行動計画の前提

１　対象地域

伊予市避難行動計画の対象とする地域は、伊方原子力発電所から半径30ｋｍ圏内の次に掲げる地域（最小の地域コミュニティ組織単位）とし、屋内退避及び避難に関する計画を定めるものとする。

［市内の広域避難計画対象地域］

（平成25年1月31日現在）

区分・距離		行　　政　　区	人　口
UPZ	25 ～30 km	満野浜、満野空、松尾、富貴、本村、池ノ久保、下浜	837人

地区名	行政区名	発電所からの位置		世帯数	人口							うち災害時要援護者数
		方位	距離(km)		新生児	1ヵ月以上3歳未満	3歳以上7歳未満	7歳以上13歳未満	13歳以上40歳未満	40歳以上	計	
串	満野浜	北東	25～30	19	0	0	2	4	9	48	63	0
串	満野空	北東	25～30	22	0	0	0	0	12	39	51	8
串	松尾	北東	25～30	13	0	0	1	2	2	22	27	0
串	富貴	北東	25～30	31	0	2	0	0	13	51	66	0
串	本村	北東	25～30	52	0	0	0	4	29	110	143	0
串	池ノ久保	北東	25～30	29	0	1	1	3	16	52	73	3
串	下浜	北東	25～30	155	0	10	18	10	93	283	414	0
25km～30km 合計		北東		321	0	13	22	23	174	605	837	11

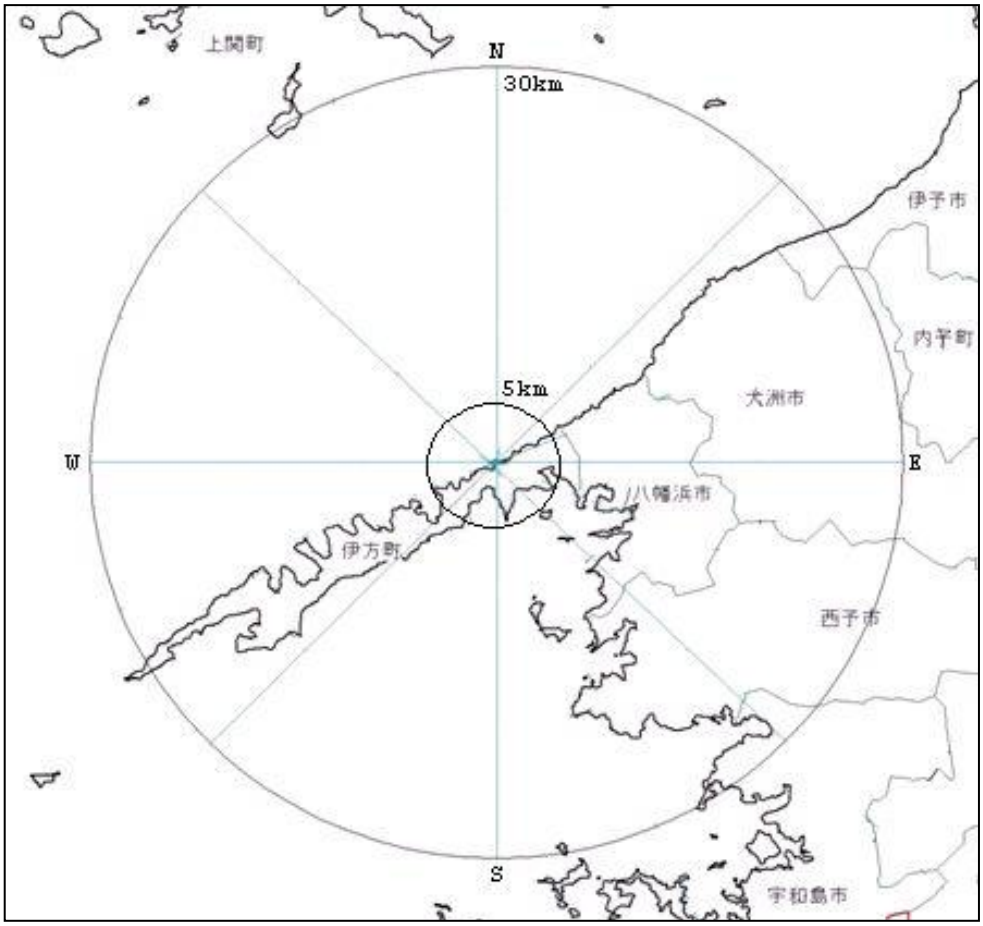

２　広域避難者受入候補施設

(1) 広域避難者受入候補施設の選定

原子力災害時における広域避難者受入候補施設の選定方法は次のとおりである。

＜ 基本方針 ＞

○ 避難場所を再移転することが無いよう、原子力災害対策重点区域以外の地域

○ 被災者の身体的・精神的負担を出来るだけ軽減するとともに、重点市町の円滑な防護措置が実施できるよう、極力受入地域が遠距離にならない地域

＜ 避難先の優先順位 ＞

順位①：避難対象市町に、原子力災害対策重点区域以外の地域を有する場合は、その地域に所在する避難施設

順位②：原子力災害対策重点区域の周辺市町（中予・南予）に所在する避難施設

順位③：上記施設での受入れが困難である場合は、県内に所在する避難施設

順位④：上記県内施設での受入れが困難である場合は、近隣県の避難施設

(2) 避難者受入候補施設

上記(1)の広域避難者受入候補施設の選定方法に基づく本市における避難者受入候補施設は、次のとおりである。（詳細は、別紙「（参考資料）広域避難者受入候補施設一覧」を参照。）

［避難者受入候補施設］

（平成25年１月31日現在）

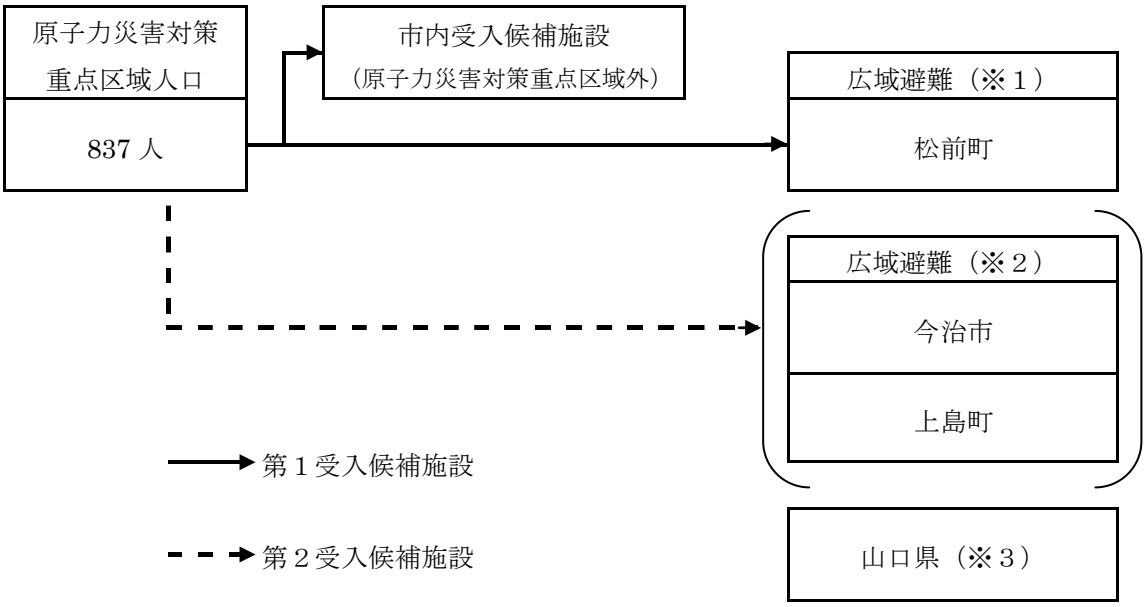

（※１）伊方町の第１避難先候補施設としても指定

（※２）伊方町及び八幡浜市の第２避難先候補施設としても指定

（※３）県内市町の第１又は第２受入候補施設に避難できない場合や二次被害等があった場合として指定

区　分	市町名	屋内受入箇所数	屋内面積（㎡）	屋内受入可能人数	参　考		
					屋外受入箇所数	屋外面積（㎡）	屋外受入可能人数
第１受入候補施設	伊予市	40	32,447	16,214	5	58,810	29,404
	松前町	9	59,748	7,261	9	120,390	60,194
第２受入候補施設	今治市	55	87,273	43,636	56	505,397	252,698
	上島町	39	24,085	12,035	20	110,078	55,036
	山口県	811	870,257	434,957	545	6,125,558	3,062,671

（注１）受入可能人数は、避難者受入候補施設の面積（有効面積を把握している施設は有効面積）を基に、１人あたり２㎡として計算（学校施設の場合は体育館の面積を採用）
（注２）避難経由所となり得る避難施設の屋外部分についても、参考として１人２㎡として屋外受入可能人数を計算

３　避難等指示の基本的考え方

避難等指示の発出時期や内容については、原子力災害対策指針に基づき、伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）、運用上の介入レベル（ＯＩＬ）の基準に応じて、段階的に実施するものとする。

(1) 避難等の防護措置を実施する際の基本的枠組み

ア　緊急事態区分

伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分は、次のとおりである。

［ 緊急事態の段階］

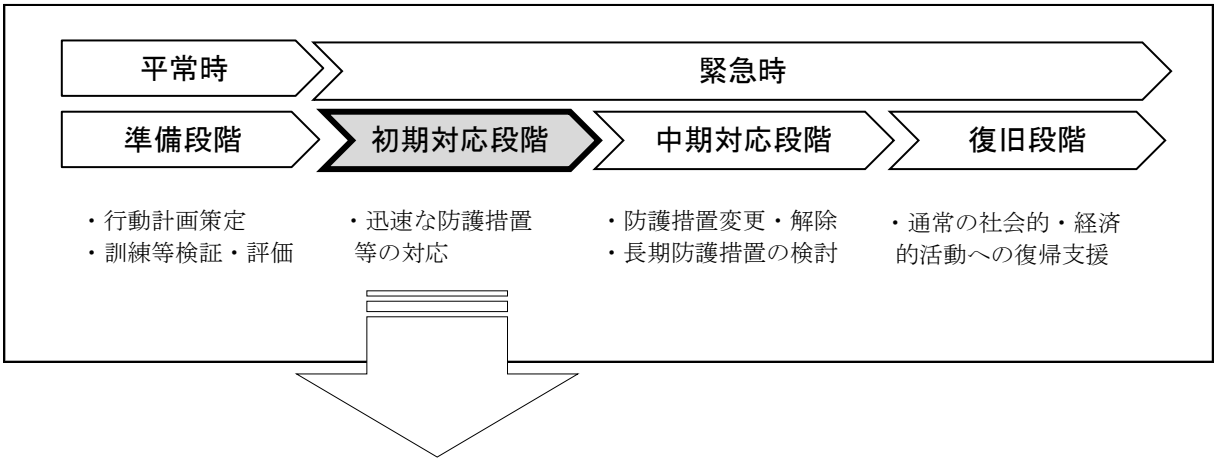

［ 緊急事態の初期対応段階における防護措置 ］

緊急事態区分及びＥＡＬの概要

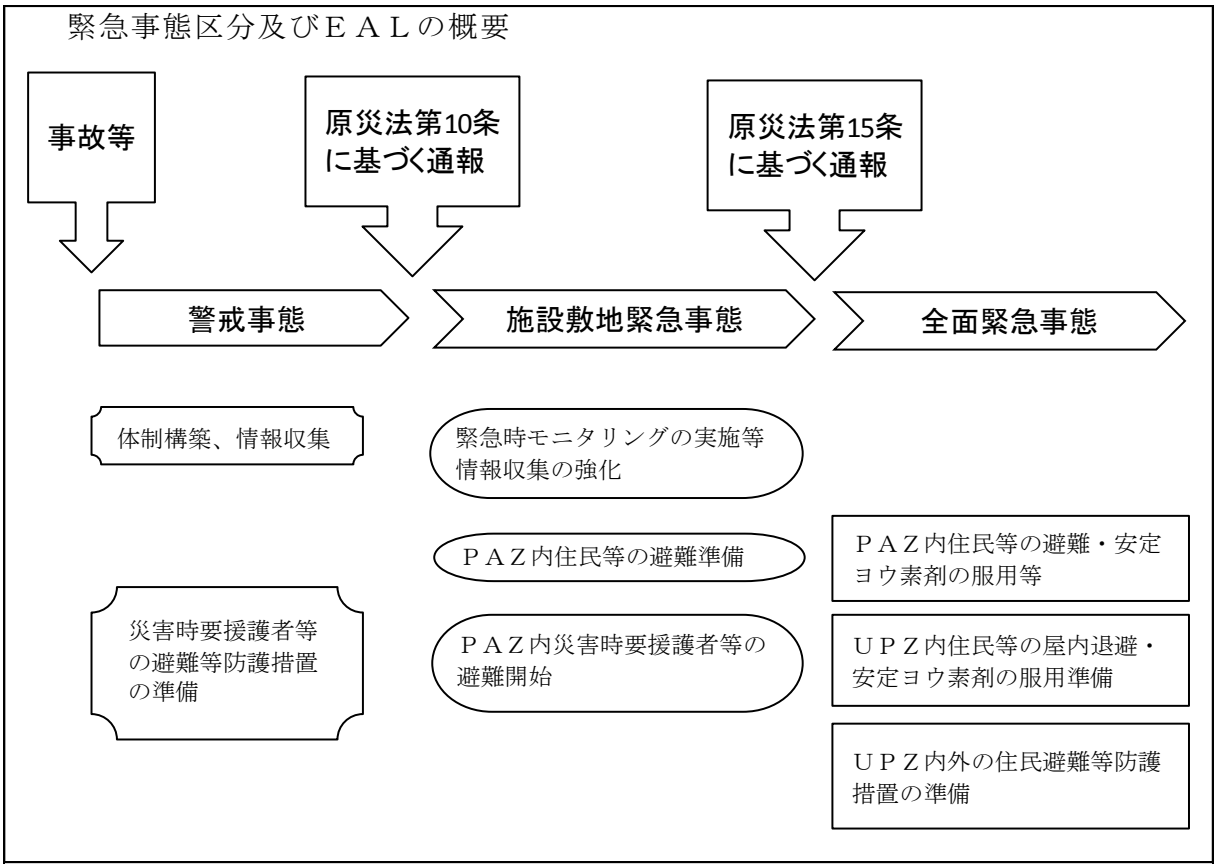

イ　緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

緊急事態区分及び現行の原災法等における基準を採用した当面のＥＡＬは、次のとおりである。

緊急事態区分	現行の原災法等における基準を採用した当面のＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態 （原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用）	① 県内において震度６弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報収集を行い、災害時要援護者等の避難等防護措置の準備を開始する。
	② 県沿岸において大津波警報が発表された場合	
	③ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等	
	④ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	
施設敷地緊急事態 （原災法第10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更））	① 原子炉冷却材の漏えい	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び災害時要援護者等の避難等防護措置を開始する。
	② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動	
	③ 蒸気発生器への全ての給水機能の喪失	
	④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失	
	⑤ 交流電源喪失（５分以上継続）	
	⑥ 非常用直流母線が１となった場合の直流母線に電気を供給する電源が１となる状態が５分以上継続	
	⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下	
	⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
	⑨ 原子炉制御室の使用不能	
全面緊急事態 （原災法第15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法第10条より変更））	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収剤により原子炉を停止することができない	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
	② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失	
	③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能	
	④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達	
	⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。	
	⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失。	
	⑦ 全ての非常用直流電源喪失が５分以上継続	
	⑧ 炉心溶融を示す放射線量又は温度の検知	
	⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知	
	⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が１時間以上継続	
	⑪ 原子炉制御室等の使用不能	
	⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下	
	⑬ 敷地境界の空間放射線量率５μSv/h が 10 分以上継続	

ウ　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）の基準

防護措置実施の判断基準は次のとおりである。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm β線：13,000 cpm 【１ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施

エ　避難等防護措置

(ｱ) 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも市民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

ａ　避難

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

ｂ　一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

(ｲ) 屋内退避

屋内退避は、市民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るものである。特に、病院や介護施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効となる。

［避難等防護措置実施フロー］

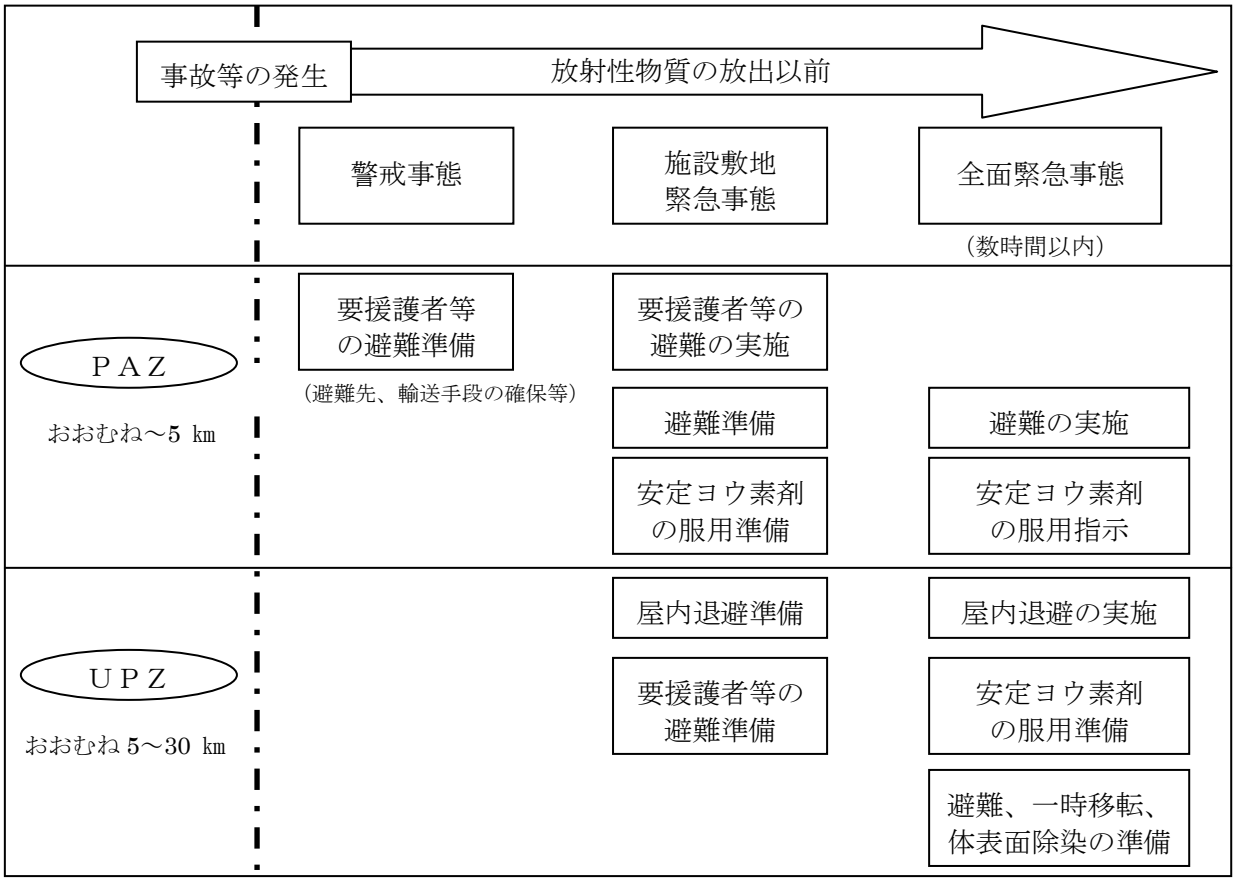

※ ＵＰＺ外についても、状況に応じて屋内退避等を実施

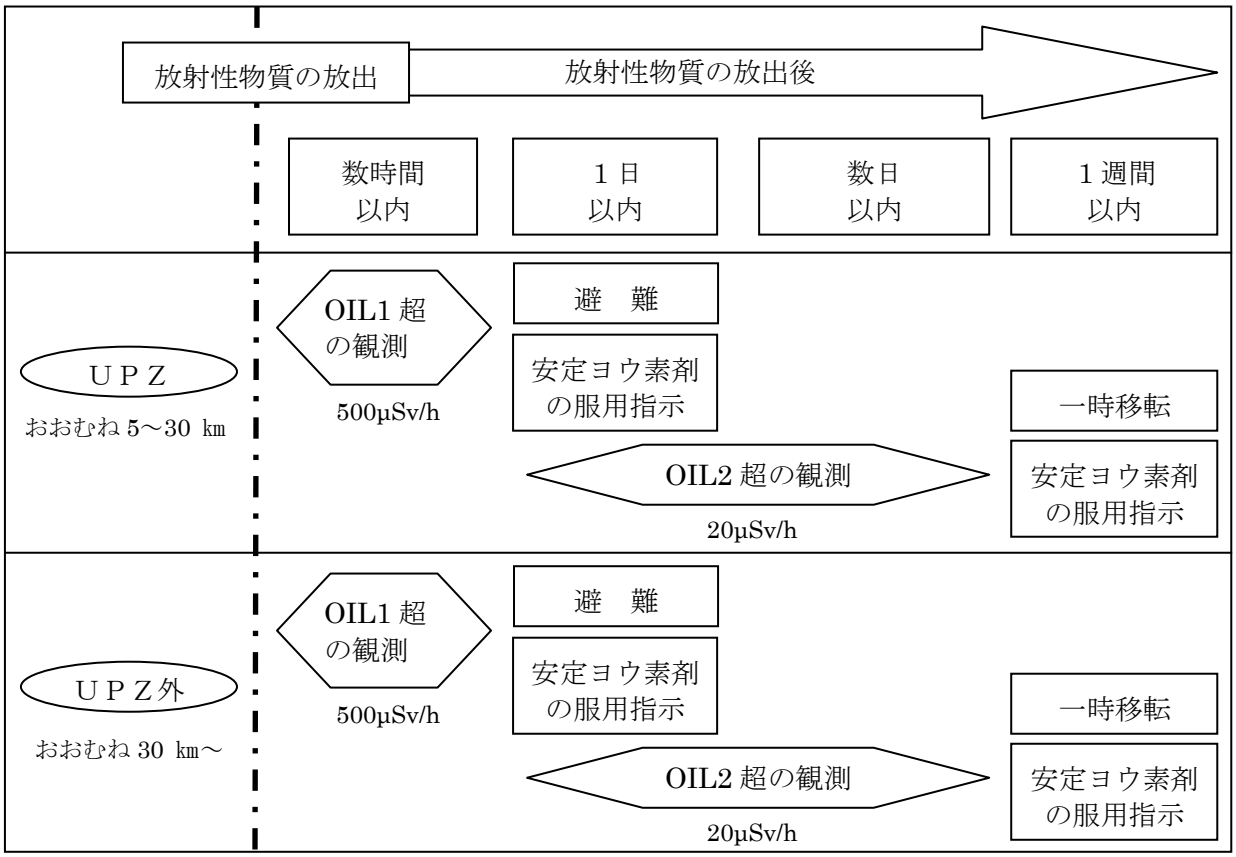

※ ＵＰＺ内外とも、ＯＩＬに基づき避難等を実施

(2) 避難等指示の区域

ア　避難等指示の区域は、市が避難等を指示する行政区の単位とし、本章「１　広域避難計画対象地域」に基づくものとする。

イ　市は、避難等を指示する区域ごとの人口の状況（本章「１　広域避難計画対象地域　［伊方発電所からの方向別人口］の世帯数、人口、年齢層等のほか、災害時要援護者プランの個別計画、一時集結所、代表者への連絡方法等）について把握し、定期的に更新するものとする。

(3) 避難等の参考となる情報の共有

市は、緊急時における避難等の参考となる情報について、迅速に県及び関係機関と情報の共有を図るものとする。（主要連絡内容については、第３章「避難等に係る連絡体制」に記載）

(4) 避難等の指示

ア　伊方発電所の異常事態の状況及び緊急時モニタリング結果等を踏まえ、「緊急事態区分」や「ＥＡＬ」、「ＯＩＬ」に基づき、国から避難等の指示が発出された場合、市は、県から避難等の指示を受け、市民等が混乱しないよう、適切かつ明確に避難等の指示を伝えるものとする。

イ　緊急を要し、国から避難指示等の発出を待つことなく、知事や市長の避難指示が必要な場合は、「風向や風速」、「ＳＰＥＥＤＩによる予測計算結果」、「緊急時環境モニタリング実測データ」など入手可能な情報を用いて、愛媛県広域避難計画及び本計画に定める避難先候補地の中から、総合的に勘案して避難受入自治体と調整のうえ避難先を決定するものとする。

（参考）上記以外の避難等指示

＜市長＞

市長は、内閣総理大臣からの避難指示がない段階で、緊急に避難が必要と判断したときは、災対法第 60 条に基づき避難指示等を行う。

＜知事＞

市長が避難指示等を行えない場合は、原災法第 28 条第２項、災対法第 60 条第５項に基づく避難指示の代行を行う。

(5) 避難完了目標

市民の安全・安心の確保を最優先とし、大量の放射性物質の放出前に避難が完了することを目指すものとする。

(6) 実際の避難等指示にあたっての留意事項

ア　災害時要援護者への配慮

市及び社会福祉施設の管理者は、社会福祉施設等の入所者や病院等への入院患者等、自力避難が困難で、避難により時間を要する災害時要援護者に対し、施設敷地緊急事態の段階から避難準備の指示をするものとする。

イ　安全面に配慮した避難場所の調整

避難場所の再移転を可能な限り少なくし、市民の無用な被ばくを避けるよう、本計画に基づき、安全面に十分配慮して避難場所を調整するものとする。

ウ　風下方向の市民への速やかな措置

市及び県は、プルームからの被ばくを避けるため、風下方向の市民に対し、風下を避けて避難できるよう必要な情報（風向、避難経路、避難場所等）を提供するとともに、状況に応じて屋内退避を指示するものとする。

エ　立入制限区域の設定

県警察等は、市と連携し、周辺地域からの流入による無用の被ばくを回避するため、状況に応じて立入制限区域を設定するものとする。

４　安定ヨウ素剤の取扱い

安定ヨウ素剤の取扱いについては、平成25年7月19日付原子力規制庁原子力防災課「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に示されており、今後、改正が予定されている「愛媛県緊急被ばく医療活動実施要領」等との整合を図りながら市の方針を最終的に決定するものとする。

(1) 服用対象者

避難指示区域に在住する市民（一時滞在者を含む）すべてを対象とするが、服用不適切者（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者）や自らの意思で服用しない者には服用させないものとする。

また、３歳未満の乳幼児については、薬剤師等が粉末剤を用いて、液状の安定ヨウ素剤を調製したものを服用するものとする。

(2) 配布時期

ＵＰＺ圏内においては、全面緊急事態段階で配布を始めるものとする。

(3) 配布場所

行政区ごとに定める避難所において、配布を行うものとする。

ただし、３歳未満の乳幼児を含む世帯の配布場所は、安定ヨウ素剤配布の調製の都合により、原則として、伊予市保健センターとする。

なお、緊急時に迅速、円滑に配布できるよう、市は、可能な限り、一時集結所に安定ヨウ素剤を備蓄しておくものとする。

(4) 配布方法

説明資料とともに配布する。

(5) 服用回数

原則1回とする。

(6) 服用量

次に示す年齢に応じた量を服用するものとする。

［安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量］

対象者	ヨウ素量（※）	ヨウ化カリウム量	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5mg	16.3mg	－
生後１ケ月以上３歳未満	25mg	32.5mg	－
３歳以上 13 歳未満	－	－	１丸
13 歳以上	－	－	２丸

※　ヨウ化カリウム量に対する相当量

(7) 服用の時期

原則として、原子力規制委員会が、原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部、県、及び市が服用の指示を出すこととなる。

［安定ヨウ素剤の投与時期と効果］

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素にが摂取される前の 24 時間以内又は直後	90％以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後８時間以内	40％以上の抑制効果

(注) 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることそれ自体を防ぐことはできない。

第３章　避難等に係る連絡体制

伊方発電所において原子力災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、原子力発電所における事故情報、国、県、重点市町、その他の市町、関係機関及び市民との間における情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達を迅速かつ的確に実施するとともに、通信手段を最大限有効活用して通信連絡体制の万全を図るものとする。

１　災害時における連絡

市、伊予消防等事務組合消防本部及び伊予警察署においては、伊方発電所で異常が発生した場合、四国電力株式会社から通報連絡があるほか、四国電力株式会社から連絡を受けた県（原子力安全対策課）からも通報連絡を受けることとなっている。

(1) 県からの連絡内容

県が行う市及び防災関係機関への主要な連絡の内容は、次のとおりである。

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
① 警戒事態発生時	・警戒事態該当連絡、事故等の状況、県の対応状況、国からの連絡事項 ・環境モニタリング結果、ＳＰＥＥＤＩ予測計算結果 ・ＰＡＺ圏内の避難に備えた体制、要援護者等の援護体制の準備等
② 施設敷地緊急事態発生時（原災法第 10 条事象等）	・施設敷地緊急事態該当連絡、事故等の状況、県の対応状況、国からの連絡事項 ・環境モニタリング結果、ＳＰＥＥＤＩ予測計算結果 ・ＰＡＺ圏内の避難準備要請連絡 ・ＰＡＺ圏内の要援護者等の早期避難指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・ＵＰＺ圏内の屋内退避準備等
③ 全面緊急事態発生時（原災法第 15 条事象等）	・全面緊急事態該当連絡、緊急事態宣言発出の連絡、事故等の状況、県の対応状況、国からの連絡事項 ・環境モニタリング結果、ＳＰＥＥＤＩ予測計算結果 ・ＰＡＺ圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤服用指示 ・ＵＰＺ圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・ＵＰＺ圏外への屋内退避注意喚起等
④ 住民避難等の指示時	・事故や災害等の状況、国や県の対応状況、国からの連絡事項 ・避難対象区域の拡大及び安定ヨウ素剤服用等指示 ・避難対象区域の外側圏域への避難準備要請連絡等

(2) 災害時の連絡系統

伊方発電所において原子力災害等が発生した場合の連絡系統は、次のとおりである。

［災害時における通信連絡系統図］

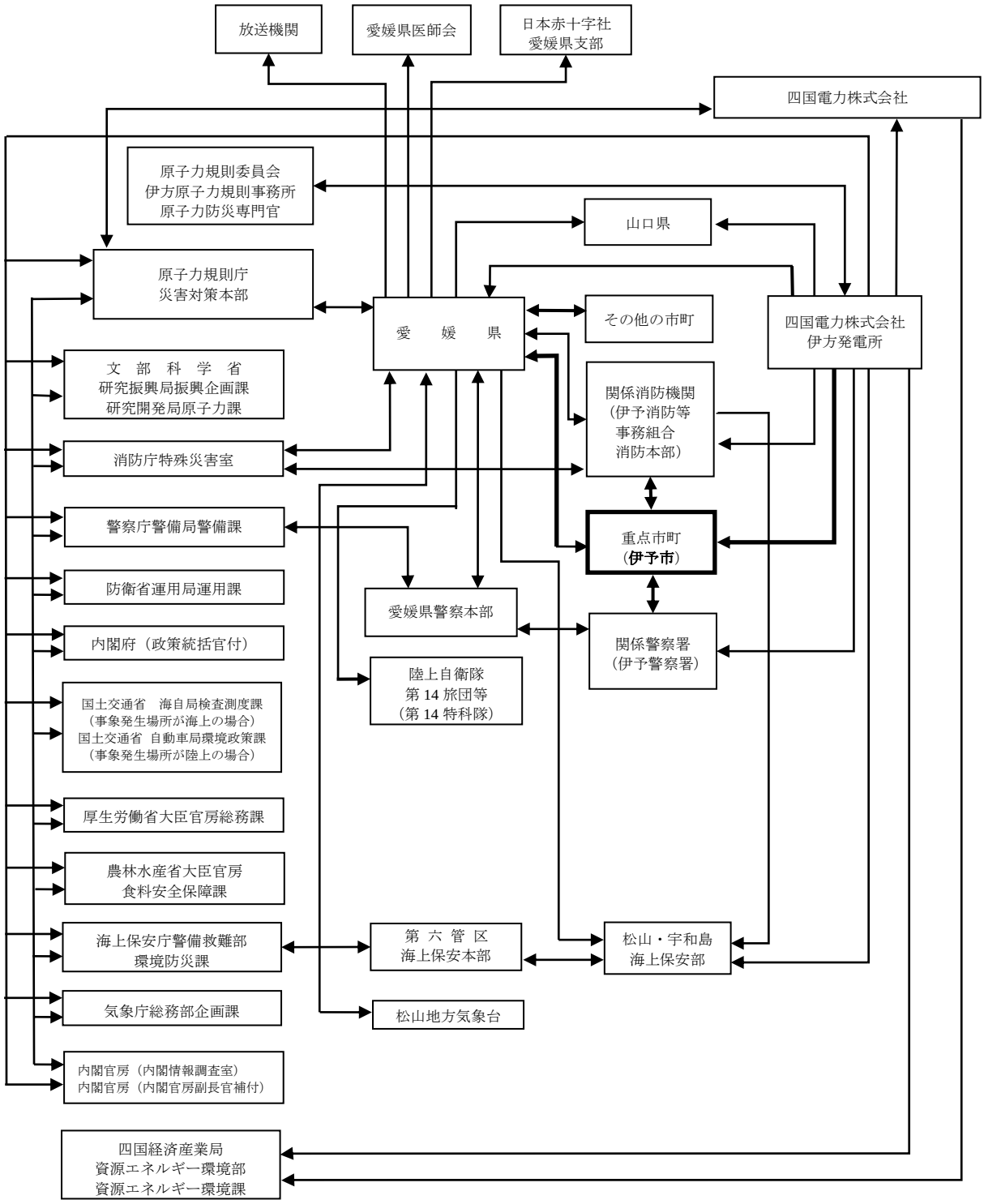

２　避難等指示や情報連絡

(1) ＵＰＺ圏内への避難等指示

ＵＰＺ圏内（おおむね５～30km圏）における避難等の指示や情報連絡は、緊急事態区分に従い、次のとおり実施する。

ア　施設敷地緊急事態段階

(ｱ) 国からの連絡

市及び県は、原子力規制庁から屋内退避等準備の要請連絡を受け、対象区域内の市民に屋内退避等の準備をするよう広報するものとする。

(ｲ) 災害時要援護者への避難準備指示

避難に時間を要する要援護者等に関しては、施設敷地緊急事態の段階から、早めに避難の準備をするよう指示するものとする。

イ　全面緊急事態段階

全面緊急事態段階においては、避難及び屋内退避を指示するものとする。

(ｱ) ＰＡＺ圏への避難指示に合わせ、状況に応じて、ＵＰＺ圏内の市民等に対しても屋内退避の指示を実施するものとする。

(ｲ) ＰＡＺ圏の避難開始後、緊急時環境モニタリングにより空間放射線量率を測定し、数時間内を目処に特定した500μSv/hを超える区域に対して、避難指示を行うものとする。

(ｳ) 緊急時環境モニタリングにより、１日以内を目処に特定した20μSv/hを超える区域に対しては、一時移転指示を行うものとする。

(ｴ) 原則として、原子力規制員会の判断に基づき、市は、対象地域の市民に安定ヨウ素剤を配布し、避難と同時に安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(ｵ) 病院や介護施設等、避難より屋内退避が優先される場合、また、プルームの到来が想定される場合は、屋内退避を指示するものとする。

(2) ＵＰＺ圏外への避難等指示

ＵＰＺ圏外においては、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行い、事態の進展等に応じて、屋内退避を指示するものとする。

また、放射性物質の放出後については、ＵＰＺにおける対応と同様、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難及び一時移転を指示するものとする。

３　市の連絡体制

(1) 広報体制等

市は、市民、地域コミュニティ組織等に対する広報を次の体制により速やかに実施するものとする。

ア　広報組織

本市における情報連絡は、情報連絡班（まちづくり創造課、財務課、庁舎建設課）が総務班（災害対策本部設置前においては、防災安全課及び総務課）と連携して実施するものとする。

イ　広報施設

本市における情報連絡は、災害対策本部室にて行うものとする。

ウ　広報担当者等

広報活動は、原則として県災害対策本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で広報責任者が実施するものとする。

広報責任者	市長
管理責任者	防災安全課長
広報担当者	情報連絡班（まちづくり創造課員、財務課員、庁舎建設課員）

(2) 広報手段

ア　一般加入電話及び携帯電話
イ　防災行政無線（同報系、移動系）
ウ　広報車
エ　ホームページ、ソーシャルメディア及びいよし安全・安心メール
オ　拡声器
カ　携帯電話会社が提供する緊急速報メールサービス
キ　その他

(3) 伝達経路

市は、伊方発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの情報並びに避難及び避難準備等に関する要請連絡があった場合は、次の経路により関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて市民への広報を実施するものとする。

［関係機関及び市民への伝達経路］

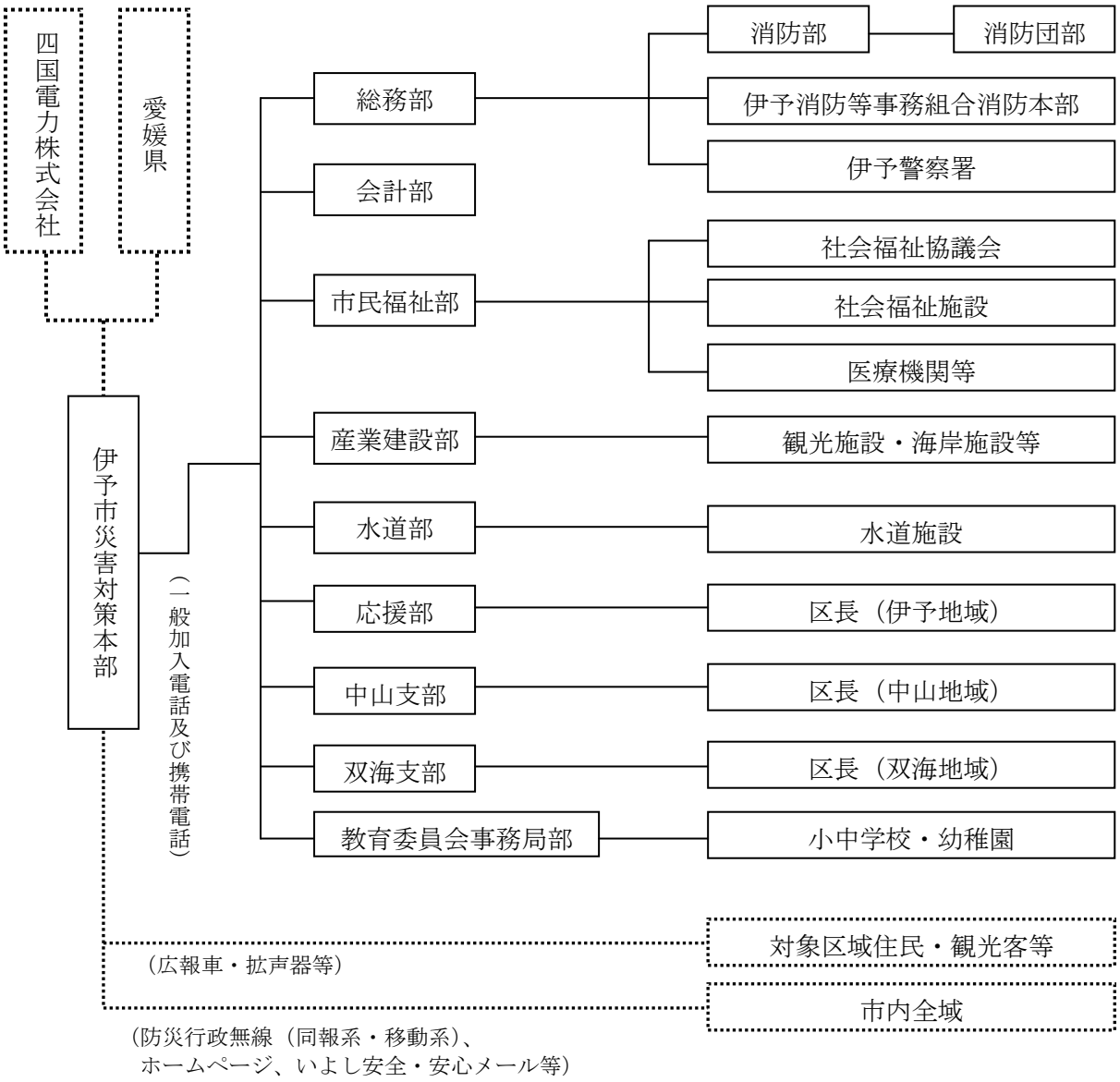

4　市民への広報

市は、伊方発電所からの事故等に関する情報や国や県からの避難及び避難準備等に関する要請連絡があった場合は、市民への広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行うものとする。

(1) 市民への広報の原則

市が実施する市民への広報は、次の事項を原則として行うものとする。

ア　市内全域に対して同一の内容を放送すること。

一部地域にだけ広報されて、一部地域へは広報されないという状況はかえって混乱を招くおそれがあることや放送されなかった場合、問い合わせが殺到する可能性もあるため、市内における広報は全域に同一の内容を放送することを前提とする。

また、屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難の指示についても、対象地区と対象外地区との間で内容を変えての広報は実施せず、市内は同様の内容を広報するものとする。

イ　防災行政無線による広報と報道機関を通じた広報との間の役割分担を明確にすること。

市民への広報は、可能な限り迅速に行われることが必要である。そのため、市が防災行政無線等を使用して実施する広報は、この即時性という点を重要視し、必要最低限の事実を確実に伝えることを心がけるものとする。

なお、防災行政無線等で伝達不十分な情報については、テレビ等の報道機関に協力を要請し、詳細情報について広く周知するものとする。

また、原子力発電所でのトラブルの際には、事業所からの第一報の段階において、マスコミの報道のみが先行し、市から何の広報もないという状況は、無用の不安をあおる結果となりかねないため、できるだけ早急に広報を実施するものとする。

ウ　市からの「公」の広報であることを強調すること。

災害時に、マスコミ等からの情報だけでなく、地元の自治体からの信頼できる情報（行政はどのような対策を実施しているのか等）を示すことで市民の不安感を取り除くため、「公」の広報であることを強調するものとする。

また、事態が進展せず、実施されている対策が市民からみてわかりにくいような状況においては、市民の間に行政はまじめに取り組んでいるのかというような不信感がうまれる可能性も否定できないため、市民の不信感を払拭する安心情報の意味を含めて、実施している対策についても広報するものとする。

なお、災害発生時においては必要な情報の全てを把握できるとは限らないが、行政機関として責任ある対応（情報収集）を行っているという姿勢を示し、市民の信頼を得ることは、その後の防護対策実施にも影響が出てくるため、わずかな情報であってもその段階で確認できている情報を確実に市民に提供するものとする。

エ　情報源と情報時間を明確にすること。

情報は時間の経過と共に更新されていくものであるので、混乱を防ぐためにも、どの段階での情報かについて明示するものとする。

オ　安心情報も示すこと。

市民が必要とする情報は、被害の情報や対策に関する情報だけではなく、混乱やパニックを防ぐためにも市民が安全だと思うことができるような「安心情報」を提供していくものとする。特に、防護対策区域外の市民へその対策の不必要性を訴えていくものとする。

カ　具体的にどうすればいいのかを示すこと。

被害の状況等ばかりが情報として伝達されると、市民はどうすればいいのかという不安、疑問を抱く可能性があるため、その時に実施すべきこと等市民がどうすればよいのか具体的に示すものとする。

なお、市民の生活形態や、家族構成等その個別の事情によって、知りたい情報も異なるほか、それぞれの個別のニーズに応じるためにも、市民への相談窓口を設置し、市民の問い合わせに対応するものとする。

キ　根拠を示すこと。

一方的に指示を出すだけでは、何を根拠にその指示に従えばよいのか市民には理解できず、無用の不安をあおることにもなりかねないため、その対策が何故必要なのかという根拠についても可能な限り広報するものとする。

ク　見通し情報を示すこと。

事態が膠着したり、特に屋内待避等の対策の実施が長引いたりする場合には、この先いったいどうなるのか等の不安や疑問が市民の間には生まれる可能性があるが、これらの不安や疑問に対応するため、見通し情報を与えるものとする。

また、見通しがはっきりしない場合でも、今後の方向についていくつかの可能性をあげ、それぞれの場合に対する具体的な対応策の方針を告げるなどの方法をとるものとする。

ケ　大切な情報は復唱すること

同報無線での放送は聞き取りにくかったり、聞きそびれてしまったりすることで、内容が充分に理解できない場合もあるため、重要な情報は２度以上繰り返すものとする。

コ　わかりやすく、簡単明瞭な広報とすること。

緊急の事態においては、わかりやすさは非常に重要なポイントであり、特に、防災行政無線（同報系）等を使用する場合、条件によっては聞き取りにくい可能性もあることから、短い文章で簡潔明瞭な表現を心がけるものとする。特に数値等の表現については、解釈の違いが生じないよう、ものさしを統一したり、専門用語についてはわかりやすく翻訳したりするなどの対応をとるものとする。

また、丁寧な表現では、指示の内容や必要性が伝わりにくくなる場合があるため、緊急の事態においては丁寧さを犠牲にしても、伝えなければならないことを明確に伝えるよう努めるものとする。

サ　放送は頻繁に実施する（情報の空白を避ける）こと。

情報の途絶は、市民が不安を抱く原因となるため、そのような不安感、イライラ感を防ぐためにも、情報が途絶した状況を出来るだけ避けるよう努めるものとする。

また、広報を実施していても、全ての市民に広報内容が伝わっているとは限らないため、新たな内容がない場合であっても、同じ内容をくり返し放送するものとする。

シ　原則として広報内容は覆さない、万が一覆す場合には、その理由を明確にすること。

情報が二転三転することは、行政広報に対する信頼感を著しく損なわせることになるため、原則として広報内容は覆さないこととする。

また、やむなく、前の広報内容を覆さなければならない場合には、その経緯、理由についてできるだけ詳しく説明するものとする。

ス　市民の「放射能に対する不安感」に配慮すること。

市民が、放射能・放射線というものに対して漠然とした不安感を有しているということは否定できない。広報の際にはこれらの不安感に配慮し、不用意にこれらの不安感をあおるような表現は避けるものとする。

また、市民の不安のレベルというのは、放射能の放出レベルとは一致しないことがあり、事故レベルとしては全く軽微なものであっても市民の間には混乱が起こる可能性もある。これらの事態に対応するためにも、報道等の状況を勘案し、可能な限り早急に実施するものとする。

なお、一度大きくなった市民の不安を打ち消すことは非常に困難となるため、常に市民の不安に配慮した広報を実施することを心がけるものとする。

(2) 広報内容等

ア　広報時機

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。

○ 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
○ 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
○ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
○ 住民避難、屋内退避、避難準備等を要請する場合
○ 放射性物質が放出された場合
○ 緊急時環境モニタリングの結果がまとまった場合
○ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

イ　広報事項

市は、次の事項について広報を実施するものとする。

○ 事故等の状況に関すること。
○ 市及び関係機関の対応状況に関すること。
○ 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること。
（対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等）
○ その他（注意事項等）

ウ　広報内容

市は、災害の状況に応じて、次の例文を参考に広報を行うものとする。

なお、現地での広報車等による広報（屋内退避、避難時）もこの例文に準じるものとする。

※［　］部分については、災害の状況に応じて必要な広報内容に置き換えるものとする。

(ｱ) 警戒事態段階の広報（第１報）

（チャイム）

こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

本日、午前（午後）　　時　　分、伊方原子力発電所で、「　（発電所からの報告にもとづき作成）　」とする事故が発生しました。

市は、事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

［現在、敷地周辺から放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また、環境放射線を監視しているモニターにも異状は認められません。］

［放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。］

市民の皆さまが、特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

（チャイム）

(ｲ) 事故状況の広報（広報の間隔があいた場合等を含む。）

（チャイム）

こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

伊方原子力発電所で発生した事故状況についてお知らせします。

「　（発電所からの報告にもとづき事故状況の概要を作成）　」

［が発生しましたが、すでに安全に停止しています。］

［原子力発電所の事故は、まだ、収まってはいませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。］

［引き続き、市民の皆さまが、特別な行動をとる必要はありませんが、］無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

（以上繰り返し）

（チャイム）

(ｳ) 施設敷地緊急事態段階の広報

（チャイム）
こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

伊方原子力発電所の事故の状況についてお知らせします。
「　（発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成）　」

［現在、敷地周辺から放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また、環境放射線を監視しているモニターにも異状は認められません。］
［現在、放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。］

現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。

○○地区、△△地区…にお住いの高齢者、体の不自由な方は、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意し、避難の準備をしてください。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせしますので、市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

（以上繰り返し）
（チャイム）

(ｴ) 災害対策本部設置時の広報

（チャイム）
こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

伊予市では伊方原子力発電所の事故に関して、災害対策本部を設置しました。

［現在のところ、敷地周辺から放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また、環境放射線を監視しているモニターにも異状は認められません。］
［放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。］

現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後は、［およそ○分毎に］防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。

（以上繰り返し）
（チャイム）

(ｵ) 全面緊急事態段階の広報

（チャイム）
　こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

　伊方原子力発電所では、
　「　（発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成）　」
　の状況であることから、伊方原子力発電所の事故に関して、○○時○○分、国が「原子力緊急事態宣言」を行いました。

　対象区域は、○○地区、△△地区、…です。
　対象区域の皆さまは、今後、指示があるまで自宅又は、最寄りの公共施設の屋内に入り、窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて、外気を遮断してください。
　外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。
　また、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意して避難の準備を行ってください。

　この区域内に訪問中の皆さまは、区域外に退出するか、宿舎などに戻って同様の対応をしてください。

　この区域内の交通は規制されますので、警察官や市役所職員などの誘導、指示に従って区域外に退出してください。

　その他の区域の皆さまは特別な対応の必要はありませんが、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。

　落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

　今後は、［およそ○分毎に］防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。
　なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）
（チャイム）

※　「原子力緊急事態宣言」発出時の広報は、原則として、国の原子力災害対策本部が作成した広報文に基づいて広報を行い、状況に変化が無くても定期的に広報をするものとする。

(ｶ) 災害時要援護者の避難指示又はＯＩＬ運用上の介入レベル（避難指示）段階の広報

（チャイム）
こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

ただ今、伊方原子力発電所○号機で、事故が発生しています。
一部（全部）の地域において、広域避難（一時移転）が必要な状況となった（放射性物質の数値が避難の必要な数値に達した）ため、伊予市災害対策本部では、次の区域の
［皆さま］・［ご高齢の方、支援が必要な方］
に、伊方原子力発電所から 30 ㎞圏外への避難（一時移転）をして頂くことになりました。

○○地区、△△地区、…の［皆さま］・［ご高齢の方、支援が必要な方］は、貴重品や着替えなど最小限の持ち物を用意し、マスクや上着を着用したうえ、火の元や戸締まりなどに気をつけて、落ち着いて、避難を開始してください。

避難先は、　　［○○地区は、○○小学校］
　　［△△地区は、△△中学校］　　です。

自家用車で直接避難される方は、○○（スクリーニングポイント）でスクリーニング検査を受けてください。

バスで避難される方は、下灘コミュニティセンター（一時集結場所）に集合してください。

［□□地区、▽▽地区、…の皆さまは、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、屋内退避を続けてください。］

［－　安定ヨウ素剤服用指示の場合　－
○○地区、○○地区、…の皆さまは、避難所で、安定ヨウ素剤を服用してください。服用の際には、必ず、安定ヨウ素剤の注意書きを読んでから服用してください。］

その他の区域の皆さまは特別な対応の必要はありませんが、今後の状況によっては避難指示あるいは、屋内退避指示をすることがありますので、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。

落ち着いて、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後は、［およそ○分毎に］防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。
なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

（以上繰り返し）
（チャイム）

(ｷ) 交通規制の実施時の広報

（チャイム）
　こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

　伊方原子力発電所の事故に伴い、高速道路や一般道路で交通規制を実施しています。
　警察の指示により落ち着いて運転してください。
　なお、混雑を避けるため、無用な外出や車の運転は、なるべく控えてください。

（以上繰り返し）
（チャイム）

(ｸ) 避難・屋内退避の解除時の広報

（チャイム）
　こちらは、防災伊予市伊予市役所です。

　○○時○○分、伊方原子力発電所の事故は復旧し、○○地区、△△地区、…の避難（屋内退避）は解除されました。

　市民の皆さまの避難（屋内退避）は必要なくなりましたが、交通機関等が正常に戻るまでには、時間がかかりますので、警察官、消防職員、市役所職員の指示に従い、落ち着いて行動してください。

　今後の情報にも十分注意してください。
　困ったことがありましたら、伊予市災害対策本部へご連絡ください。

（以上繰り返し）
（チャイム）

第４章　市民の避難体制

市は、国や県から避難等に係る要請連絡があり、また、独自の判断により、避難指示や避難準備情報等を発出する場合は、対象区域の市民に対して速やかに広報を行い、住民避難等を実施するものとする。

避難手段については、市民の自家用車及び船舶のほか、県等が手配したバスや船舶、鉄道等の公共手段、又は防災関係機関の車両や船舶、ヘリコプター等により避難することとし、今後実施する避難シミュレーションの結果等を受けて、円滑に避難できる手段を詳細に検討するものとする。

なお、広域避難に係る避難市町と受入自治体との調整は、原則として県が実施することとなっている。

１　避難の流れ

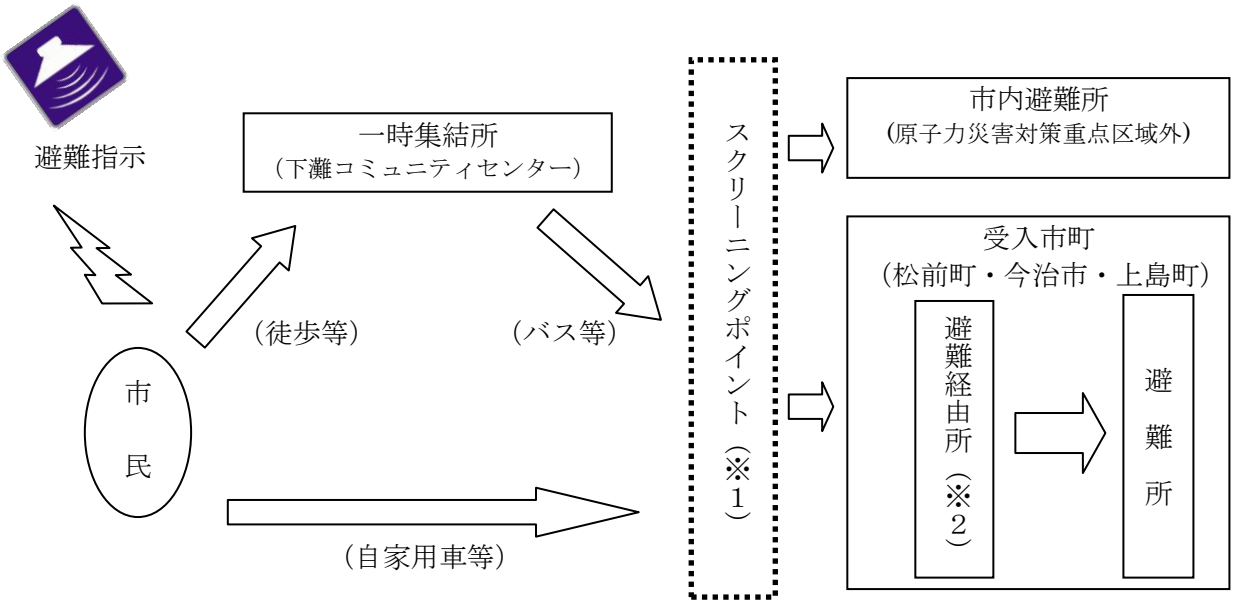

※１　スクリーニングポイントは、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、県内に複数箇所設置して、スクリーニングを行い、必要があれば、除染等を行う。

※２　避難経由所とは、避難所に避難できない場合に、受入自治体の判断により設置するもので、必須のものではない。

(1) 市及び県は、伊方発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を報道機関や市民への広報を通じて適切に周知するものとする。

(2) 原則として、避難等に係る情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅から避難するものとする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行うものとする。

(3) 原子力災害時に避難指示の発出が見込まれる段階で、市は、県と連携し、避難先自治体へ避難の受入れを要請するものとする。

なお、避難先自治体は具体的な避難場所を決定し、避難準備を整えることとなっている。

(4) 市は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する広報を行い、避難を指示するものとする。

2　避難先の確保及び周知

市は、一時集結所、避難所等を市民に周知しておくものとする。

(1) 一時集結所

施設名称	下灘コミュニティセンター
住　　所	伊予市双海町串甲 3670 番地 16
電話番号	089-987-0111
施設管理者 （開設責任者）	双海地域事務所長
開設手順	原則として、市災害対策本部長が施設管理者に一時集結所の開設を要請するものとする。
避難誘導者	市民福祉部　避難班の職員による
一時集結所における避難班の業務	・一時集結所の開設 ・災害対策本部との連絡 ・避難者の把握（名簿作成）及び保護 ・バス乗車の誘導等

(2) 避難所

原子力災害時における避難所は、別紙「（参考資料）広域避難者受入候補施設一覧」のとおりとする。

3　避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段の確保

ア　自力で避難可能な市民については、自家用車や所有船舶での迅速な避難を優先するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため、乗り合わせを原則とし、市民に対しては、避難で使用する自家用車等の燃料の残量に常に気を配り、避難時において枯渇しないよう啓発を行うものとする。

イ　自家用車等による避難が困難な市民は、一時集結所からバス等により避難するものとする。

ウ　学校等から避難する児童・生徒等は、原則として、保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施するものとする。

エ　バス等の避難手段については、市及び県が、国及び関係機関の協力を得て確保し、一時集結所、学校等必要な箇所へ手配するものとする。

オ　鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。

カ　バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

(2) 避難ルートの設定

原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階において、市及び県は、災害の状況や避難先の選定状況を踏まえて、県警察本部等と調整を行い、次の幹線道路、高速道路等を主体として避難ルートを決定するものとする。

なお、各地区から一時集結場所、幹線道路までの経路は指定しないものとする。

［UPZ 避難（30km 圏内避難）ルート（外部への放射性物質等の放出がある場合）］

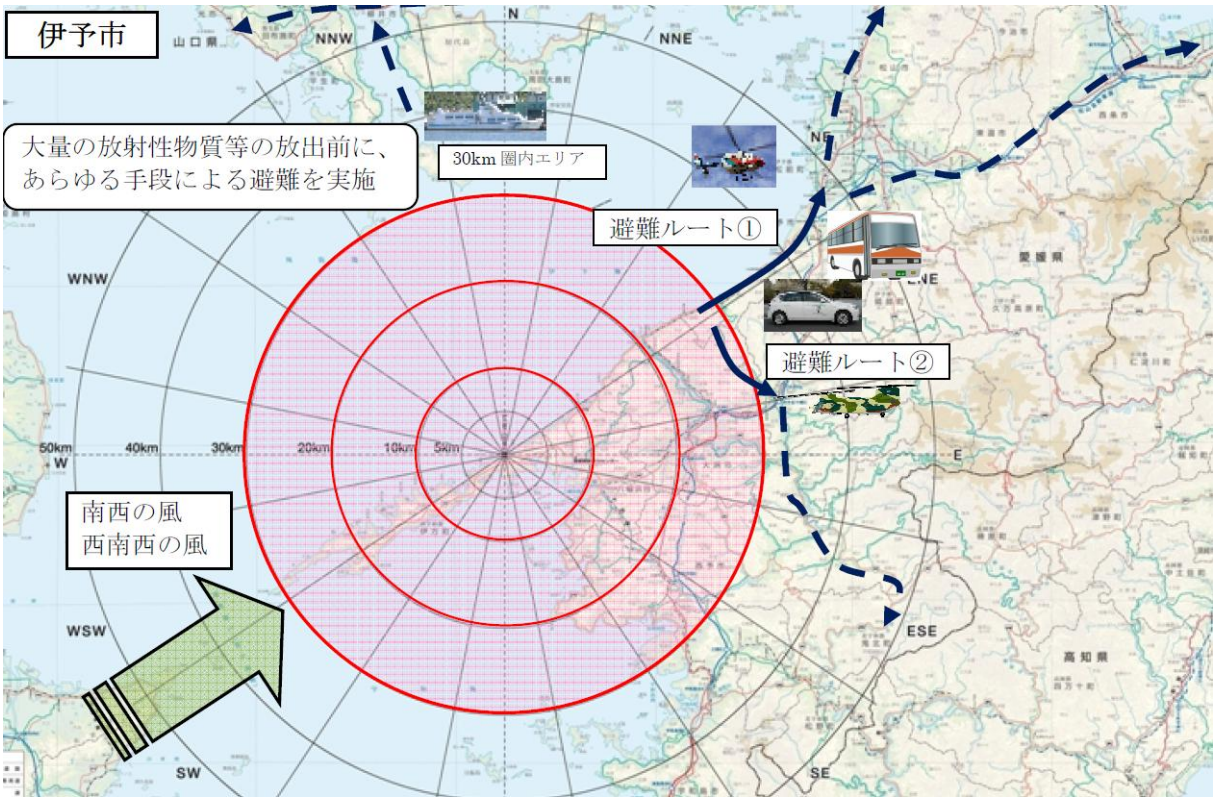

避難ルート①：国道378号線
避難ルート②：主要地方道串内子線
その他状況に応じた避難ルート（破線）

(3) 避難誘導・交通規制体制

ア　避難誘導時の警察、消防との連携

市は、避難対象地域の市民等に避難指示を出す段階で、伊予警察署と連携し、交通規制の場所、規制予定時間、災害の状況及び避難ルートの設定状況を踏まえて、避難誘導・交通規制体制等を調整するとともに、伊予消防署に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼するものとする。

イ　避難誘導時の消防団、自主防災組織等との連携

市は、対象地域の消防団及び自主防災組織と連携しながら、市民等の避難状況を確認するものとする。

また、消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼するものとする。

(4) スクリーニング体制

ア　市は、県の現地作業チーム（スクリーニング班）によるスクリーニングの実施に協力するものとする。

イ　市及び県は、自衛隊の協力を得て、主要幹線道路沿いに除染所を設置し、車両の汚染検査を行うほか、汚染された車両の除染を行うものとする。

ウ　スクリーニング資機材を保有していない県外の自治体へ広域避難する場合は、原則、県内においてスクリーニング及び必要に応じて除染を実施するものとする。

エ　県は、今後国の原子力災害対策指針等で示される避難住民等に対するスクリーニングを行う基準、タイミング、測定レベルなどを踏まえて、スクリーニング実施場所などをあらかじめ設定し、スクリーニング機材等の整備、スクリーニングに要する人員体制や手順等の検討を国や関係する自治体等と連携して進め、スクリーニング体制を整備することとしている。

４　児童、生徒等への対応

(1) 市

市は、学校等が避難区域となる場合、対象となる学校等の施設管理者に対して、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行うものとする。

なお、ＵＰＺ圏域で避難が指示された場合は、自宅から避難することを原則とする。

(2) 各学校等

各学校等では、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアルを策定するものとし、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるものとする。

５　外国人への対応

市は、外国人に対して、伊方発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行うものとする。

６　一時滞在者（観光客等）への対応

市及び県は、観光客等一時滞在者に対して、伊方発電所での事故トラブルについて、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

なお、避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から市民とともにバス等により避難を行うものとする。

7　避難指示後の残留者の確認

市は、避難指示の後、伊予消防署及び伊予警察署と連携し、対象区域内に残留者がいないか確認を行うものとする。

なお、避難を確認できていない世帯については、可能な限り戸別訪問を実施し、避難状況の最終確認を行うとともに、避難の確認を完了した後、市災害対策本部へ「避難完了」の報告を行うものとする。

第５章　災害時要援護者の避難体制

避難生活で特段の配慮が必要な災害時要援護者の避難については、社会福祉施設入所者は社会福祉施設へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。

ただし、受入先の調整に時間を要する場合は、一般の避難所への避難も含め、避難を優先し、一般の避難所等から社会福祉施設へ移送又は病院等へ搬送することとする。

また、在宅要援護者については、まずは一般の避難所へ避難した上で、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。

ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接福祉避難所へ避難を行うものとする。

１　避難の流れ

(1) 社会福祉施設入所者

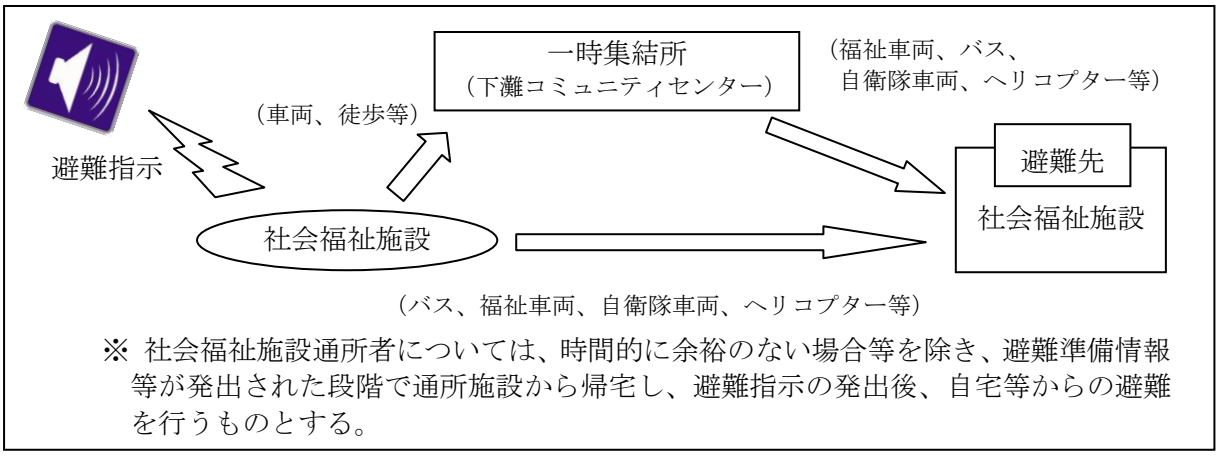

※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発出後、自宅等からの避難を行うものとする。

(2) 在宅要援護者

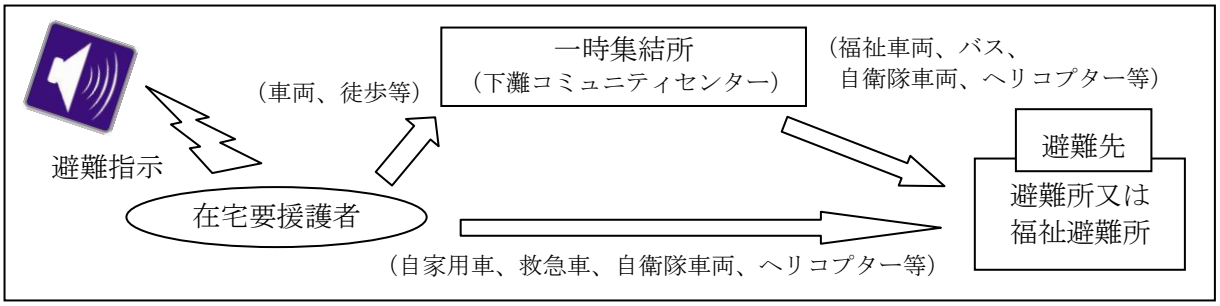

(3) 病院等入院患者

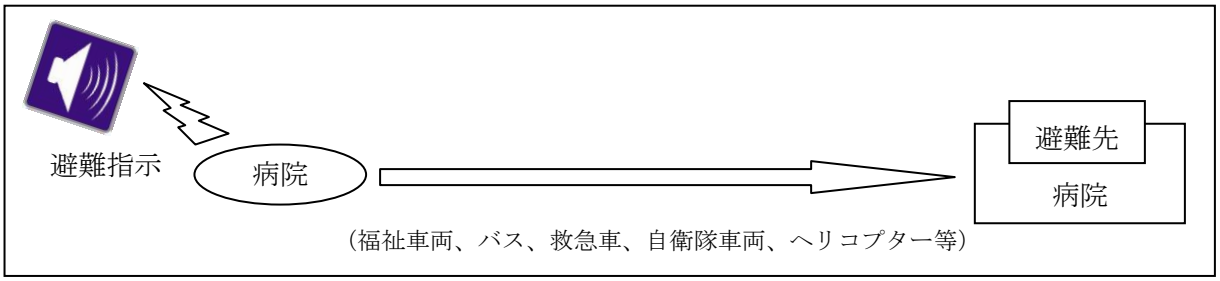

２　避難の開始時期等

避難の開始時期は、搬送手段及び避難先の準備が整った段階とし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じ屋内退避を組み合わせるものとする。

なお、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行うものとし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるものとする。

３　避難先の確保及び周知

(1) 社会福祉施設

ア　市は、受入自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設及び在宅要援護者の避難先について調整し、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておくものとする。

イ　原子力災害時に避難準備要請又は避難指示の発出が見込まれる段階で、市は県と連携のもと、適当と認められる近隣の自治体に避難の受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

ウ　市は、社会福祉施設等への避難が必要な災害時要援護者情報を避難先自治体に提供するとともに、避難を実施する段階で、該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

(2) 避難先病院

ア　県は、避難先自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、病院等に周知することとしている。

イ　原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、県及び避難病院等は、避難受入候補病院の関係者等へ避難の受入れを要請し、避難準備を整えるとともに、避難を実施する段階で、該当病院等へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行うこととしている。

４　避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段

バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら、一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配することとなっている。

(2) 避難ルート

避難ルートは、基本的に一般市民の避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合は、別紙「（参考資料）避難手段に関する資料」の「２　市内飛行場外臨時離着場一覧表」を参考とするものとする。

５　各施設別の避難計画の策定

(1) 社会福祉施設、病院等の施設管理者

社会福祉施設、病院等の施設管理者は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定するものとし、避難先の職員と連携を取りながら、入所者のケアを実施するほか、避難所等運営組織への参加など避難所等運営が円滑に行われるよう、避難先管理者に協力するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合など、状況に応じて屋内への避難を組み合わせ、避難に伴うリスクを極力避けるものとする。

(2) 県

県は、社会福祉施設、病院等の避難計画の策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行うこととしている。

６　在宅要援護者の援護等

市は、県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅要援護者への情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児への情報伝達、援護等の方法について、十分留意するものとする。

７　乳幼児の安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な避難に配慮するとともに、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や空間放射線量率等に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用が指示される場合があるため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

なお、乳幼児に対する安定ヨウ素剤の投与については、過剰服用に注意し、服用量を守って投与するものとする。

第６章　避難者への支援体制等

避難開始当初は、市及び県は、住民避難に全力をあげなければならないため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、県が避難先の自治体に要請し、避難先自治体が主体的に対応することとなっている。

ただし、本市においては、原子力災害対策重点区域内の市民について、第一次的には市内の避難所（原子力災害対策重点区域外）へ避難させることとなるため、避難所の開設・管理、避難の誘導、物資確保等の対応をとるものとする。

１　市内受入候補施設における開設、運営等

(1) 避難所の設置

市は、避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講じるほか、県と連携し、必要に応じて、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても措置を講じるものとする。

また、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設のほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(2) 避難所の運営

市は、国、県及び関係機関と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

ア　市は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、県及び県警察へ情報を提供するものとする。

また、県は、情報を取りまとめ国等へ報告を行うこととなっている。

イ　市は、避難所における食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、県と協力して、必要な対策を講じるものとする。

ウ　市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

エ　民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市及び県に提供するものとする。

オ　避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、厚生労働省と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うこととしている。

市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

２　市外への広域避難における開設、運営等

(1) 一般市民用の避難所

ア　避難所の設置

広域避難における、避難所、避難経由所の開設は、県が避難所等の開設や運営等を避難先の自治体に要請し、避難先自治体側が行うこととなっている。

イ　避難所の運営

(ｱ) 市は、職員を受入自治体の避難経由所や避難所等へ市民と同行させるものとする。

(ｲ) 同行する職員は、受入自治体と避難住民のパイプ役を担うものとする。

(ｳ) 市は、避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ職員を順次派遣し、避難先自治体から市に避難所運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難住民、職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行するものとする。

ただし、避難所の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体で引き続き行うものとする。

(ｴ) 複合災害等による避難などにより、避難先自治体の避難場所が不足する場合は、県有施設を避難所等に活用するものとする。

また、避難所等に広域避難の調整をしていない避難者の流入があり、避難所等の収容人員を超えるおそれがある場合は、避難先自治体が県との調整により、他の余裕のある避難所又は新たに開設した避難所で受入れるなど対応をすることとなっている。

(2) 福祉避難所

ア　福祉避難所の設置

(ｱ) 広域福祉避難所の開設は、県が開設や運営等を避難先の自治体に要請し、避難先自治体が行うこととなっている。

(ｲ) 開設、運営体制については、基本的に一般市民用の避難所と同様の対応とする。

イ　災害時要援護者のケア

(ｱ) 災害時要援護者のケアについては、在宅要援護者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行うものとする。

(ｲ) ケア要員の不足が想定されることから、市は県と連携し、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

３　資機材・物資の確保

市は、災害時要援護者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について、県と連携し、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。

また、国の協力を得ながら、できるだけ早期に、関係機関及び他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整えるものとする。

４　円滑な避難実施に当たって検討すべき事項

市は、県及び避難先自治体と連携しながら、避難所等の運営について、以下の事項に配慮した体制の検討を進めていくものとする。

○ 正確な情報の伝達 ○ 避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握 ○ 避難住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制への早期移行 ○ 良好な生活環境を確保すること（健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策） ○ 食料・飲料水等の配布 ○ 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営 ○ 外国人への配慮 ○ 家庭動物のためのスペースの確保等

５　避難者への情報提供

避難者への情報提供は、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

６　健康管理とメンタルヘルス対策及び相談窓口体制の整備

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的な負担が重なり、避難者の健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。

また、避難前から継続的な医師の治療を受けていた人や常備薬を日常的に服用している人など、医療機関に入院するほどではないが、継続した治療が必要な場合もある。

このようなことから、各避難所で担当職員が避難者の生活状況の確認を行う中で、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、避難者の不安に応えるための相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておくものとする。

また、市は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難者の健康管理やメンタルヘルスケアを行い、医師の診察が必要な避難者については、医師会等の協力を得て避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難者の受診体制を整えるものとする。

７　避難が長期化した場合の対応

避難が長期化すると見込まれる場合、市は、県と連携し、避難者が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努めるものとする。

第７章　今後の課題等

避難行動計画の実効性を高めるため、具体的な避難等防護体制を確立するとともに、関係機関相互の連携体制の整備、県及び国の支援体制の強化など、今後、その内容を本計画に順次反映していくものとする。

１　ＥＡＬ及びＯＩＬに基づく避難等防護体制の具体化

(1) ＥＡＬ及びＯＩＬに基づく避難等防護措置の実効性を高めるため、今後設定する伊方発電所におけるＥＡＬを本計画に反映するほか、緊急時環境モニタリングにおける国と地方公共団体の役割、測定人員及び測定箇所、通報連絡体制、放射線測定機器の整備など、具体的な手順及び運用等について、早期に体制を具体化するものとする。

(2) プルームの影響を考慮した避難等防護体制についても、原子力災害対策指針に基づくＰＰＡの導入を踏まえ、本計画に盛り込むものとする。

２　避難先自治体との連携体制の強化

(1) 市及び県は、避難先自治体等と、情報連絡体制、避難所・避難経由所・広域福祉避難所の運営等について、引き続き調整を行い、連携体制の強化を図っていくものとする。

(2) 必要に応じて、関係自治体との協定締結などの取り決めについても検討していくものとする。

３　スクリーニング体制の整備

(1) 災害の状況によっては、避難の際にスクリーニングを実施する必要があり、スクリーニング実施場所、スクリーニング機材、人員体制、手順等が具体的に検討できるよう、国に対して早期にスクリーニングを行う基準、タイミング、測定レベル等を示すよう働きかけていくものとする。

(2) 広範囲にスクリーニングが必要となり、自治体だけでは実施体制が構築できない場合を想定し、国が中心となった実施体制の構築を働きかけていくものとする。

４　交通規制及び立入制限の実施体制の整備

住民避難と防災従事者の移動や物資等の搬送を円滑に実施するため、交通規制ポイントの整理及び実施体制を整備するとともに、立入制限措置の実施体制を整備するものとする。

５　原子力防災資機材の整備及び安定ヨウ素剤の配備・服用等

(1) 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、市、県及び受入自治体との情報通信機器、原子力防災活動資機材や被ばく医療資機材、安定ヨウ素剤の備蓄及び各戸配布、服用体制等を確立

するものとする。

(2) 広域避難の実効性を確保するため、国に対して、原子力防災資機材の整備に係る十分な財源措置のほか、安定ヨウ素剤の服用に関する法的整理、配備方法、服用手順などの運用基準等の確立を働きかけていくものとする。

6　市民等への事前周知

あらかじめ避難先や避難ルート等について市民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても周知するものとする。

7　避難者の安否確認

避難途中及び指定避難所以外の地縁者宅等に避難した市民の安否確認の手段等について検討するものとする。

8　行政機能の移転

周辺の線量が上昇するほか、施設が被災するなど、市庁舎としての機能維持が困難な場合には、市民の避難先となった受入自治体と調整のうえ、代替施設へ移転を行うものとする。

また、住民基本台帳システム等の基本業務のバックアップなど、速やかな市役所機能移転に対応できるよう、住民基本台帳、税務等必要な情報を事前にリストアップしておくとともに、移転体制の構築を検討するものとする。

さらに、長期避難を前提とした市役所機能の維持について検討しておくものとする。

9　費用負担

広域避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを原則とし、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、求償方法等の検討を進めていくものとする。